

# 知っていますか? 自転車の違反に 青切符導入!

令和8年4月1日から

※この資料で「法」とは、道路交通法をいいます。

取り締まりの対象年齢は

**16歳**以上!

## 交通反則通告制度

### 自転車等に対する交通反則通告制度 (「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に

(法第125条及び別表第2関係)

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(いわゆる「青切符」)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

こんな違反は  
**反則金**  
の対象に!!  
※一例を記載



携帯電話の使用等(保持)

反則金 **12,000円**

遮断踏切立ち入り

反則金 **7,000円**



並進



二人乗り

反則金 **3,000円**

車道の右側通行

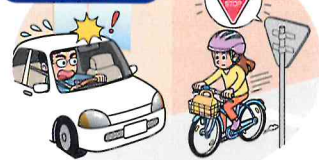


信号無視  
(赤色等)



反則金 **6,000円**

一時不停止



イヤホンの使用



無灯火



※必要な音が聞こえないなどの場合

反則金 **5,000円**

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

警察官の指導や警告を受けた場合は  
すみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。



取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所ので重点的に実施されます。

※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行うと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。

車両の運転者としての自覚と責任を持ち、  
今まで以上に、ルールをしっかりと守りましょう。

自転車の  
基本的なルール  
「自転車安全利用五則」  
を確認してみましょう。



(一財) 奈良県交通安全協会